

平成28年度宮古島市公設市場入居者募集要項

1. 趣旨

平成28年4月1日現在空き店舗となっている箇所について入居者を公募するため制定する。

2. 公設市場の住所等

1) 住所

宮古島市平良字下里1番地

2) 建物

構造：鉄筋コンクリート造

階数：地上2階

建築面積：468.12㎡

延べ面積：745.92㎡（1階451.97㎡、2階293.95㎡）

3. 募集する業種及び入居予定場所

1) 青果販売、特産加工品販売、総菜販売、雑貨販売、乾物販売等の事業者を募集する。

区画	面積	使用料(月額)	管理料(月額)	月額合計
A-6	14.50㎡	19,575円	2,900円	22,475円

2) 飲食店、惣菜等加工販売の事業者を募集する。

区画	面積	使用料(月額)	管理料(月額)	月額合計
A-7	15.06㎡	20,331円	3,012円	23,343円

3) 鮮魚販売、精肉販売の事業者を募集する。

区画	面積	使用料(月額)	管理料(月額)	月額合計
B-2	18.30㎡	24,705円	1,830円	26,535円

4. 応募資格要件

下記条件を満たす法人又は個人とする。

- 1) 本市に住所を有する法人又は個人
- 2) 業務を行うための資力・信用を有していること
- 3) 住民税や国民健康保険税等の市税の滞納がないこと

5. 応募除外要件

次のいずれかに該当する個人及び団体は応募することができない。

- 1) 宮古島市から指名競争入札の指名停止措置を受けている団体
- 2) 会社更生法、民事訴訟法の規定に基づき更正又は更正手続きをしている団体

6. テナント設備等

建物はスケルトン渡し(内装・設備等がない状態での引き渡し)とし、下記部分については入居

者の負担とする。ただし床、壁への穴開けは原則禁止とする。

- 1) 店舗造作及び装飾
- 2) 店舗内の電気・電話等の配線
- 3) ガス・水道の配管(A-7、B-2のみの設置となります)
- 4) 業務機器

7. 使用料等

1) A-6

- ① 使用料： 1平方メートルあたり1,350円/月とする。
- ② 管理経費： 1平方メートルあたり200円/月とする。
- ③ 光熱水費： 電気料金については子メーターにより入居者負担とする。
- ④ 敷金： 入居時に月額使用料の2ヶ月分の敷金を預かる。

2) A-7

- ① 使用料： 1平方メートルあたり1,350円/月とする。
- ② 管理経費： 1平方メートルあたり200円/月とする。
- ③ 光熱水費： 電気料金については子メーターにより入居者負担とする。
水道・ガス料金については個別契約とする。
- ④ 敷金： 入居時に月額使用料の2ヶ月分の敷金を預かる。

3) B-2

- ① 使用料： 1平方メートルあたり1,350円/月とする。
- ② 管理経費： 1平方メートルあたり100円/月とする。
- ③ 光熱水費： 店舗ごとに個別契約とする。
- ④ 敷金： 入居時に月額使用料の2ヶ月分の敷金を預かる。

8. 入居事業者選定の方法

- 1) 入居を希望する方は、別途様式により入居希望表明書を提出すること。申込は1人(1社)につき1店舗とし、複数箇所への応募は認めない。
- 2) 募集締め切り後、宮古島市観光商工局内において応募資格要件、業務内容の一次審査を行った上で、入居候補者に説明会を行い最終的な候補者を決定する。
- 3) 一次審査の評価基準
 - ① 販売品目の内容等
 - ② 業務実績
 - ③ 市場内における業種の状況
 - ④ 公的義務の履行状況
 - ⑤ 宮古島の特産物を中心に扱うか
 - ⑥ 公設市場の運営に積極的に参加できるか
- 4) 一次審査の結果は平成28年5月11日(水)付けで全応募者へ文書で通知する。
- 5) 入居する区画は候補者の希望により決定する。ただし、希望が重なった場合は抽選とする。
- 6) 入居の辞退等がでた場合、抽選結果の繰り上げをして入居させることがある。

9. 提出書類等

1) 提出書類

「入居希望表明書」及び以下の添付書類

(ア) 団体(法人)

- ・ 登記簿謄本
- ・ 定款又は規約
- ・ 過去2カ年の決算書等
- ・ 納税証明書
- ・ 代表者の履歴書、過去2カ年の確定申告書の写し、納税証明書

(イ) 個人

- ・ 履歴書
- ・ 過去2カ年の確定申告書の写し
- ・ 納税証明書

2) 提出期限 平成28年5月2日(月)午後5時

3) 提出場所 宮古島市観光商工局商工物産交流課

〒906-0012 宮古島市平良字西里187番地 平良第2庁舎

4) 提出部数 1部

5) 提出方法 持参又は郵送(当日消印有効)

6) その他

- ① 提出された書類について提出後の追加及び変更は認めない
- ② 提出された書類は返却しない
- ③ 提出された書類の複製を作成する場合がある
- ④ 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある

【その他の留意事項】

1. 入居には連帯保証人を2名立てること。

(連帯保証人は宮古島市に住所を有し、申請者とは別世帯であること)

2. 入居期間は平成29年3月31日までとする。ただし、更新することができる。

3. 入居者は、入居の権利を譲渡又は入居場所を転貸することはできない。

4. 使用料は、毎月5日までにその月分を前納すること。

5. 入居期間が1ヶ月に満たないときは、使用料は日割り計算とする。

6. 既納の使用料等は返還しない。

7. 入居者が原状を変更する場合は、原状変更願を提出し、市長の承認を受けなければならない。

8. 入居者が原因で市場をき損又は滅失したときは、入居者はこれを原状に戻し又はそれに要する費用の全額を賠償しなければならない。

9. 次の場合は、入居を取り消したり許可を取り消すことがある。

(ア) 入居許可条件に違反したとき

(イ) 外の入居者の使用を妨害したとき

(ウ) 使用料などを期間内に納めないとき

10. 市場の営業時間は午前8時から午後9時までを基本とする。
11. 入居場所及びその周辺清掃は各自の責任において行うこととする。
12. 入居者専用の駐車場はありません。
- 13.